5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshinori Oono, Director General of Kyusyu Regional Development Bureau, Ongagawa river Office

⑵　Classification of the products to be procured : 15, 29

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Telecommunication equipment maintenance, 1 set

⑷　Service period : From 1 April, 2020 through 31 March, 2021

⑸　Service place : As in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②　have Grade A, B or C on "provision of services" in Kyusyu・Okinawa Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)

③　not have filed a petition for the commencement of reorganization proceedings under the Corporate Reorganization Act or the commencement of rehabilitation proceedings under the Civil Rehabilitation Act (except those who have done the procedure of reapplication under the notification of the competing participation qualification)

④　not be under suspension of nomination by Director General of Kyusyu Regional Development Bureau from time-limit for the tender to Bid Opening

⑤　acquire the electric certificate in case of using the Electric Procurement system https://www.geps.go.jp/

⑥　not be the person that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned

⑦　be the person who proved that there is a performance in the bid manual

⑧　place technician who has a work experience and qualification in the bid manual

⑨　be the person who obtained a bid manual from the person of ordering directly

⑺　Time-limit for the tender to certificate : 17 : 00　29 January, 2020

⑻　Time-limit for the tender : 17 : 00　26 February, 2020

⑼　Contact point for the notice : Hirotoshi Imamura Contract Division, Ongagawa river Office, Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―1, Mizohori, NogataCity, Fukuoka, Prefecture 822―0013 Japan, TEL 0949―22―1830 ex. 270

⑽　In the case of an electronic procurement system, acquire a chip card https://www.geps.go.jp/

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年12月18日

分任支出負担行為担当官　九州地方整備局
筑後川河川事務所長　松木　洋忠

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15、29

⑵　調達件名及び数量　令和２年度　筑後川・矢部川通信設備保守業務　一式（電子入札対象案件）

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期間　令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間。

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価方式をもって行うので、総合評価のための性能・機能・技術能力等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　電子調達システムの利用　本案件は、競争参加資格確認申請書、総合評価のための書類及びそれらの添付書類（以下、「申請書等」という。）の提出並びに入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札までに令和１・２・３年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。

⑷　九州地方整備局管内に本店又は支店等の拠点を有した者であること。

⑸　入札説明書に示す履行実績があることを証明した者であること。

⑹　本調達案件の配置予定管理技術者が、入札説明書に示す資格・業務経験を有する者であること。

⑺　「業務実施方針」について、全ての項目の提案が未提出でないこと、かつ、１項目でも不適切な提案がないこと。

⑻　事業協同組合として申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出していないこと。

⑼　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。イ）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。イ）において同じ。）の関係にある場合

イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア）一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合